

---

## 熱中症対策について

---

### 1 背景

国は、令和5年4月に熱中症対策強化のため、気候変動適応法改正（令和6年4月1日全面施行）し、同年5月に、2030年までに熱中症による死亡者数を現状から半減することを目標として「熱中症対策実行計画」を閣議決定した。

この熱中症対策実行計画では、地方公共団体に対し、庁内体制の整備や指定暑熱避難施設の確保など、市町村の役割が明文化された。

### 2 推進体制、取組等

資料2 青森市熱中症対策の概要のとおり

### 3 今後のスケジュール

令和 6年 5月	市長定例記者会見
〃	指定暑熱避難施設の指定
令和 6年 7月	涼み処開設（～9月30日まで）

青森市熱中症対策の概要

○推進体制、取組、涼み処等熱中症対策実施期間【5月1日から9月30日まで】

		フェーズ1 平常時	フェーズ2 熱中症警戒アラート発表時	フェーズ3 熱中症特別警戒アラート発表時
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁が発表する暑さ指数が33未満のとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁が発表する暑さ指数が青森県内のいずれかの情報提供地点で33以上35未満のとき (原則前日17時及び当日5時時点の予測値で発表)</li> <li>・熱中症の危険性に対する「気づき」を促す(自助として個人が予防行動を実践)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁が発表する暑さ指数が青森県内の全ての情報提供地点で35以上のとき (前日10時時点の予測値で前日14時に発表)</li> <li>・自助を原則として、個人が最大限の予防行動を実践するとともに、<u>共助や公助として</u>、個人が最大限の予防行動を実践できるように、全ての主体において支援</li> <li>・指定暑熱避難施設を開設</li> </ul>
推進体制		<p>名称：青森市地球温暖化対策推進本部（事務局 環境政策課）</p> <p>メンバー：本部長（市長）、副本部長（副市長）、推進本部会議構成員（教育長、企業局長、総務部長、企画部長、税務部長、市民部長、環境部長、福祉部長、保健部長、経済部長、農林水産部長、都市整備部長、浪岡振興部長、市民病院事務局長、教育委員会教育部長、水道部長、交通部長）</p>	<p>名称：青森市熱中症特別警戒対策本部（事務局 環境政策課）</p> <p>メンバー：本部長（市長）、副本部長（副市長、環境部長）、本部員 ※青森市災害対策本部を組織する特別職及び部長級職員 ※資料3のとおり</p>	
取組	施策1	<p><b>「命と健康を守るための普及啓発及び情報提供」</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけや普及啓発＜健康づくり推進課＞</li> <li>2 保健事業の機会を捉えた、熱中症予防に向けた注意喚起＜保健部関係課＞</li> <li>3 所管施設（指定管理を含む）でのポスター掲示等による熱中症予防に向けた注意喚起＜各部関係課＞</li> <li>4 所管施設（指定管理を含む）の利用者へ熱中症対策の呼びかけ＜各部関係課＞</li> <li>5 国等の通知文書を関係機関へ情報提供＜各部関係課＞</li> <li>6 涼み処開設のお知らせ＜環境政策課＞</li> <li>7 シーズン前のエアコンの点検・試運転の普及啓発＜環境政策課＞</li> </ol>	各担当部局において、左記取組を継続	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 エアコンがある所で過ごすよう呼びかけ＜環境政策課＞</li> <li>2 指定暑熱避難施設開設のお知らせ（HP、市政記者会等）＜環境政策課＞</li> </ol>
	施策2	<p><b>「熱中症弱者のための熱中症対策」</b>※熱中症弱者：高齢者、子ども、持病のある方、肥満の方、障がい者等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国等作成の熱中症予防ツールを活用した熱中症対策を関係施設等に依頼＜各部関係課＞</li> <li>2 高齢者が参加するつどいの中で、保健師等の専門職による熱中症予防の普及啓発及び注意喚起＜高齢者支援課＞</li> <li>3 あらゆる機会を捉えた、熱中症予防に向けた注意喚起＜各部関係課及び施設所管課＞</li> </ol>	各担当部局において、左記取組を継続	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 熱中症弱者に係る関係団体に対し、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動の強化を依頼＜福祉部関係課＞</li> </ol>
	施策3	<p><b>「管理者がいる場等における熱中症対策」</b>（学校現場、職場、スポーツ時、イベント時、災害時、農業現場）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校現場における熱中症対策の周知＜教育委員会学務課＞</li> <li>2 職場（所管施設及び指定管理施設を含む）における熱中症対策の周知＜各部関係課＞</li> <li>3 スポーツ時の熱中症事故防止に関して、関係団体等に注意喚起＜各部関係課＞</li> <li>4 イベント主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」をイベント主催者に周知し、活用を促進＜各部関係課＞</li> <li>5 災害時の避難所における熱中症対策の検討＜危機管理課＞</li> <li>6 農業現場における熱中症対策の周知＜農林水産部＞</li> </ol>	各担当部局において、左記取組を継続	<p>（青森市熱中症特別警戒対策本部の決定に基づき）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小中学校の臨時休業の対応＜教育委員会関係課＞</li> <li>2 所管施設の利用中止の対応＜各部施設所管課＞</li> <li>3 イベント中止の対応＜各部関係課＞</li> </ol>
	施策4	<p><b>「地方公共団体及び地域の関係者における熱中症対策」</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁内取組の照会とりまとめ、情報共有＜環境政策課＞</li> <li>2 涼み処の確保＜環境政策課＞</li> <li>3 指定暑熱避難施設の指定＜環境政策課＞</li> </ol>	左記取組を継続	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 青森市熱中症特別警戒対策本部の開催（施策3の1～3に係る項目の実施の決定判断）及び決定事項の庁内連絡＜環境政策課＞</li> <li>2 熱中症特別警戒アラートの発表及び涼み処開設施設へ指定暑熱避難施設開設の連絡＜環境政策課→各部施設所管課＞</li> <li>3 業務に支障のない範囲でテレワーク及び休暇取得の促進＜各部各課＞</li> </ol>
涼み処（指定暑熱避難施設）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「涼み処」を7月1日～9月30日まで常設で設置 →「涼み処」ポスターの掲示</li> <li>・開設時間等は、各施設の開館日及び開館時間に準じて開放 →「涼み処一覧表」を作成、各涼み処や市HP等でお知らせ</li> </ul>	左記のとおり継続	<p><b>【指定暑熱避難施設の設置基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県に熱中症特別警戒情報が発表されたとき</li> <li>・青森市域内に極端な高温が発生又は発生する恐れがあるため、もしくは、極端な高温の発生時における熱中症による健康に係る被害の発生を防止する必要があるため、指定暑熱避難施設の開設等応急的措置を講ずる必要があると市長が認めたとき</li> </ul>

※熱中症対策は、青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）緩和策に位置付ける。

※フェーズ1及びフェーズ2は、本市における令和5年度熱中症対策及び国の熱中症対策実行計画（6～14ページ）を参考に作成した。

※フェーズ3は、国の熱中症対策実行計画（同ページ）及び新型コロナウイルス感染症への各部局の対応を参考に作成した。

※国の熱中症対策実行計画では、フェーズ3の段階から指定暑熱避難施設を設置することになっているが、本市ではフェーズ1の段階から「涼み処（指定暑熱避難施設）」を設置する。

※熱中症対策に関する普及啓発や必要な助言を行う熱中症対策普及団体（法第23条）の指定については、指定可能な団体の調査を含め、検討する。

青森市熱中症対策特別警戒対策本部会議 構成員

No.	職名	庁議 構成員	(フェーズ1及びフェーズ2)		(フェーズ3)	【参考】 青森市 災害対策 本部
			青森市地球温暖化対策推進本部 組織 (要綱第5条)	推進本部会議 構成員 (第8条)	青森市 熱中症対策 特別警戒 対策本部会議 構成員(案)	
1	市長	○	本部長	○	○	○
2	赤坂副市長	○	副本部長	○	○	○
3	横山副市長	○	副本部長	○	○	○
4	教育長	○	—	○	○	○
5	代表監査委員	—	—	—	○	○
6	企業局長	○	—	○	○	○
7	総務部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
8	危機管理監(次長級)	—	—	—	—	○
9	企画部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
10	税務部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
11	市民部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
12	環境部長	○	環境管理責任者 環境活動実行部門別責任者	○	○	○
13	福祉部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
14	保健部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
15	保健所長	—	—	—	○	○
16	経済部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
17	農林水産部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
18	都市整備部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
19	都市整備部理事	○	—	—	○	○
20	浪岡振興部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
21	市民病院事務局長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
22	病院長	—	—	—	○	○
23	浪岡病院長	—	—	—	○	○
24	浪岡病院事務長(課長級)	—	環境活動実行部門別責任者	—	—	—
25	会計管理者	○	環境活動実行部門別責任者	—	○	○
26	議会事務局長	○	環境活動実行部門別責任者	—	○	○
27	教育委員会事務局教育部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
28	教育委員会事務局理事	○	—	—	○	○
29	選挙管理委員会事務局長	○	環境活動実行部門別責任者	—	○	○
30	監査委員事務局長	○	環境活動実行部門別責任者	—	○	○
31	農業委員会事務局長	○	環境活動実行部門別責任者	—	○	○
32	企業局水道部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
33	企業局交通部長	○	環境活動実行部門別責任者	○	○	○
34	青森地域広域事務組合事務局長	○	—	—	○	○
35	青森地域広域事務組合消防長	○	—	—	○	○

29人

20人

33人

34人

青森市災害対策本部を  
組織する特別職及び  
部長級職員で構成

「涼み処」一覧表		開設期間 7月1日～9月30日						R6.2.21現在	
NO.	施設の名称	所在地	涼み処	期間中の開設日時	期間中の休館日	人数	備考	担当部	担当課
1	青森市役所 本庁舎	中央1-22-5	1階 ロビー	7:00～19:00	土曜日、日曜日、祝日	40人		総務部	管財課
2	青森市役所 駅前庁舎	新町1-3-7 (アウガ地階)	地階 広場	8:15～18:30	月1回 (別に定める水曜日)	40人		総務部	管財課
3	男女共同参画プラザ (カダール)	新町1-3-7 (アウガ5階)	5階 インナーパーク	9:00～22:00	毎月第2水曜日	80人程度		市民部	人権男女共同参画課
4	福祉増進センター (しあわせプラザ)	本町4-1-3	ロビー	9:00～21:00	なし	30人		福祉部	福祉政策課
5	健康増進センター (元気プラザ)	佃2-19-13	ホール	8:30～18:00	土曜日 日曜日 祝日	10人程度		保健部	保健予防課
6	幸畑墓苑・八甲田山雪中行軍遭難資料館	幸畑字阿部野163-4	休憩コーナー	9:00～18:00	なし	16人		経済部	観光課
7	青森市スポーツ会館	合浦1-13-1	1Fエントランスホール	9:00～22:00	毎月第3月曜日 (いずれも祝日の場合はその翌日)	約10人		経済部	地域スポーツ課
8	青森産業会館 (青森産業展示館)	第二間屋町4-4-1	ロビー	9:00～21:00 ※催事がある日のみ利用可	なし	20人	※催事があるときに開設。施設管理者へお問い合わせください。 お問い合わせ017-739-1811	経済部	経済政策課
9	青森市はまなす会館	間屋町1-10-10	空いている会議室	月～土 9:00～21:00 日・祝日 9:00～17:00	なし	10人	※貸室が空いているときに開設。施設管理者へお問合せください。 お問い合わせ017-738-4821	経済部	経済政策課
10	「道の駅」浅虫温泉ゆへさ浅虫	浅虫字蛸谷341-19	2階休憩コーナー 3階キッズコーナー、フリースペース 4階フリースペース	1、2階 9:00～19:00 3階 9:00～17:00 4階 9:00～20:30 5階 7:00～21:00	なし	105人		経済部	観光課
11	青森市文化観光交流施設 (ねぶたの家ワ・ラッセ)	安方1-1-1	2階ロビー、ねぶたアーカイブ	7～8月 9:00～19:00 9月 9:00～18:00	毎年8月9～10日	40人		経済部	観光課
12	青森市役所 浪岡庁舎	浪岡浪岡字稲村101-1	1階ロビー	7:00～19:00	日・祝日	15人		浪岡振興部	総務課
13	道の駅「なみおか」アップルヒル	浪岡女鹿沢字野尻2-3	情報交換交流室	9:00～19:00	なし	32人		浪岡振興部	地域づくり振興課
14	青森市浪岡交流センター「あびねす」	浪岡浪岡字細田61-20	アトリウム	9:00～19:00	なし	44人		浪岡振興部	地域づくり振興課
15	健康の森花岡プラザ	浪岡女鹿沢字野尻14-1	1階休憩ホール	9:00～21:00	第3水曜日	10人		浪岡振興部	健康福祉課
16	リンクステーションホール青森 (青森市文化会館)	堤町1-4-1	1Fロビー	9:00～22:00	毎月第3月曜日 (祝祭日の場合はその翌日)	30人	※大規模な催物で全館利用の場合、利用できないときがあります。 お問い合わせ017-773-7300	教育委員会	文化学習活動推進課
17	リンクモア平安閣市民ホール (青森市民ホール)	柳川1-2-14	1Fロビー、4Fロビー	9:00～22:00	毎月第3月曜日 (祝祭日の場合はその翌日)	1F 8人 4F 7人	※大規模な催物で全館利用の場合、利用できないときがあります。 お問い合わせ017-722-3770	教育委員会	文化学習活動推進課
18	古川市民センター	古川3-7-14	ロビー及び図書室	9:00～22:00	毎月第3日曜日	5人		教育委員会	中央市民センター
19	沖館市民センター	沖館1-1-11	ロビー及び図書室	9:00～22:00	毎月第3日曜日	5人		教育委員会	中央市民センター
20	西部市民センター	新城字平岡163-22	ロビー及び図書室	9:00～22:00	毎月第3日曜日	5人		教育委員会	中央市民センター
21	荒川市民センター	荒川字柴田129-1	ロビー及び図書室	9:00～22:00	毎月第3日曜日	5人		教育委員会	中央市民センター
22	浪岡中央公民館	浪岡浪岡字稲村101-1	エントランスホール	9:00～22:00	毎月第3日曜日	50人		教育委員会	浪岡教育課
23	青森市中世の館	浪岡浪岡字岡田43	エントランスホール	9:00～17:00	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日) 毎月第3日曜日	50人		教育委員会	浪岡教育課
24	縄文の学び舎・小牧野館	野沢字沢部108-3	2階休憩室・エントランスホール	9:00～17:00	なし	50人		教育委員会	文化遺産課